

福島原発事故における国際法との関係性

中野 頼

本論文は、2011年3月に発生した福島第一原子力発電所事故後で生じたALPS処理水の海洋放出をめぐる問題について、国際法の観点からその法的評価を行うことを目的とする。福島第一原発の廃炉作業の過程では、放射性物質を含む大量の汚染水が発生し、ALPS（多核種除去設備）による処理を経た処理水の最終的な処分方法が長年の課題とされてきた。2023年に日本政府が処理水の海洋放出を開始したことを契機として、中国や韓国をはじめとする周辺諸国から強い懸念や反対意見が表明され、当該措置の国際法上の適法性が国際的な争点となった。

本論文ではまず、福島第一原発事故後の処理水問題の経緯を整理するとともに、中国および韓国が日本の海洋放出に対して示してきた主張の内容を検討し、国際的な対立構図を明らかにした。中国は、環境および人の健康への影響、国際法上の義務違反の可能性、IAEAレビューの限界などを理由に強く反対しており、韓国もまた、周辺国との十分な協議を欠いた一方的措置であるとして遺憾の意を表明している。

次に、これらの主張を踏まえ日本の措置が国際法上どのように評価され得るのかについて、原子力安全条約、ロンドン条約および同議定書、国連海洋法条約の関連規定、さらに国際慣習法上の領域使用の管理責任の観点から分析を行った。その結果、ALPS処理水の海洋放出は、ロンドン条約における「投棄」の定義には該当せず、同条約違反と評価することは困難であることを示した。また、国連海洋法条約に定められる海洋環境保護義務との関係においても、日本はIAEAの関与の下で国際的な安全基準に沿った放射線影響評価、継続的なモニタリングおよび情報公開を実施しており、現時点において国際法違反が成立するとまではいえないと結論づけた。

もっとも、周辺国の懸念が完全に解消されたとは言えないことから、日本には今後も透明性の確保、国際機関を通じた検証の継続、国際社会との丁寧な情報共有が求められる。